

十和田訪問看護ステーション

変更後

重要事項説明書

(令和3年4月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0176-25-8822

担当 管理者 戸来 環

ご不明な点は何でもおたずね下さい。



QR

(📱バーコードリーダー対応)

福祉の里HPへリンクします。

2 当事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	十和田訪問看護ステーション
所在地	青森県十和田市大字切田字横道100-22
電話番号	0176-25-8822
FAX番号	0176-25-1115
電子メール	minorien@fukushinosato.com
ホームページ	www.fukushinosato.com
事業所番号	0260690003
通常サービス実施地域	十和田市

(2) 職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤
管理者	看護師	1名	
訪問看護師	看護師	3名	0名
理学療法士	理学療法士		1名
作業療法士	作業療法士		1名

※管理者は訪問看護師を兼ねる。

(3) 訪問看護サービスの提供時間

営 業 日	営 業 時 間
月～日曜日、祝祭日	午前8:30～午後5:30

* 24時間連絡体制をしております。

* 緊急時はこの限りではありません。

3 事業目的

十和田当訪問看護ステーションが行う訪問看護事業は、在宅で療養する高齢者が 要介護状態等となった場合、かかりつけ医の指示の元に、その療養生活を支援しながら、心身の機能の維持回復を目指し、健康面からも生活面からも偏らない看護サービスを展開、能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

4 サービス内容

- 病状・障害の観察
- 身体の清潔保持
- 食事および排泄等日常生活の支援
- 褥瘡の予防・処置
- リハビリテーション
- 認知症患者の看護と家族支援
- 療養生活や家族に対する看護及び介護指導
- その他かかりつけ医の指示による医療処置
- 緊急時訪問看護（臨時訪問看護）
- ターミナルケア体制（緩和ケア）

5 利用料金

(1) 介護保険サービスの利用料金

① 基本利用料

所要時間	1回あたりの自己負担額
20分未満	313円/回
30分未満	470円/回
30分以上60分未満	821円/回
60分以上90分未満	1,125円/回
理学療法士等が訪問した場合	293円/回

② 加算利用料

早朝、夜間、深夜加算

早朝（ 6：00～ 8：00）	基本利用料の25%加算
夜間（18：00～22：00）	基本利用料の25%加算
深夜（22：00～ 6：00）	基本利用料の50%加算

項目	金額	内容
緊急時訪問看護加算	574円/月	臨時的訪問看護を行う可能性の高い者について、同意を得てあらかじめ計上することが出来ます。臨時訪問は、全てこの定額の加算で対応します。（1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定します。）

特別管理加算(Ⅰ)	500円/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態
特別管理加算(Ⅱ)	250円/月	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等
長時間訪問看護加算	300円/回	特別管理加算対象者に1回の時間が1時間30分を越える訪問看護を行った場合 所定サービス費(1時間30分未満)に加算する
複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満	254単位/回	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
複数名訪問加算(Ⅰ) 30分以上	402単位/回	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満	201単位/回	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
複数名訪問加算(Ⅱ) 30分以上	317単位/回	
ターミナルケア加算	2,000円/死亡月	死亡日及び死亡日前14日以内2日以上ターミナルケアを行なった場合
<u>看護体制強化加算(Ⅰ)</u>	<u>550単位/月</u>	<u>医療ニーズの高い利用者へ指定訪問看護の提供体制を強化した場合</u>
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	6円/回	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行い、訪問看護を行った場合、訪問につき加算される
初回加算	300円/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合
退院時共同指導加算	600円/回	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行ない、その内容を文書により提供した場合

※1 65歳以上の被保険者の介護保険の負担割合については所得に応じて1割から3割に区分されます。

※2 特別管理加算及び緊急時訪問看護加算については区分支給限度基準額の算定対象外となります。

(2) 医療保険サービスの利用料金

① 基本料金

- ・ 訪問看護基本療養費(週3日目まで)・・・5,550円
- ・ 訪問看護基本療養費(週4日以降)・・・6,550円
- ・ 訪問看護管理療養費(初回)・・・7,440円
- ・ 訪問看護管理療養費(2日目以降)・・・3,000円

① 加算料金

- ・ 24時間対応体制加算・・・6,400円

- ・ 難病等訪問看護加算 4,500円又は8,000円
 - ・ 長時間訪問看護加算 5,200円
 - ・ 訪問看護ターミナルケア療養費 25,000円
 - ・ 退院支援指導加算 6,000円 (2回まで)
 - ・ 特別管理加算 2,500円又は5,000円
 - ・ 夜間早朝訪問看護加算 2,100円
 - ・ 深夜訪問看護加算 4,200円
- (夜間：午後6時から午後10時まで) (早朝：午前6時から午前8時まで)
(深夜：午後10時から午前6時まで)

※利用者負担額 (各料金に下記、負担割合をかけた金額)

- ・ 70歳未満の方 医療費の3割
- ・ 70歳以上75歳未満の方 医療費の2割 (一定以上の所得者…3割)
- ・ 75歳以上の方 医療費の1割 (一定以上の所得者…3割)

(3) 交通費

通常のサービス地域内は、無料です。

(4) 支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは請求書到着後、30日以内にお願ひ致します。お支払いの確認がとれ次第、領収書を発行致します。

お支払い方法は、①「現金払い」、②「銀行振込」、③「自動引落とし」の3通りがあります。銀行振込をご利用される場合には、請求書に同封される口座名義へお願ひいたします。ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

※自動引落としは青森銀行の提供する「あおもりワイドネットサービス」とゆうちょ銀行の自動引落としの2種類があります。ご利用される方は別途申込書への記入が必要となります。詳細については別紙を参照下さい。

銀行振込	青森銀行	十和田支店	普通預金
	口座番号	994494	
	口座名義	社会福祉法人	福祉の里
		十和田訪問看護ステーション	

理事長 山本 孝司

6 訪問看護サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話でお申し込みください。当ステーションの職員がお伺ひいたします。

* 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と

ご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者やかかりつけ医のご都合で、訪問看護サービスを終了する場合。
- ② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合。

利用者の状態、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でご連絡いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合、または、病院へ入院した場合。
- ・要介護認定において、非該当（自立）又は要支援状態と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・利用者が、サービス利用料の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。
- ・利用者が正当な理由なく訪問看護サービスの中止をしばしば繰り返した場合。

7 緊急時の対応

訪問看護実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当てを行い、速やかにかかり医に連絡、適切な処置を行います。

8 サービスに関する苦情

(1) 事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者 戸来 環

電話 0176-25-8822

FAX 0176-25-1115

受付日 月曜日～日曜日・祝日

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

- ・当該事業所に関する利用者及び身元引受人等からの苦情に対し、迅速且つ適切に対応するため、上記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び身元引受人等に説明いたします。

(2) 第三者委員

当法人（社会福祉法人 福祉の里）では客観的に外部の立場から、苦情・要望の解決にあたる第三者委員を設置しております。

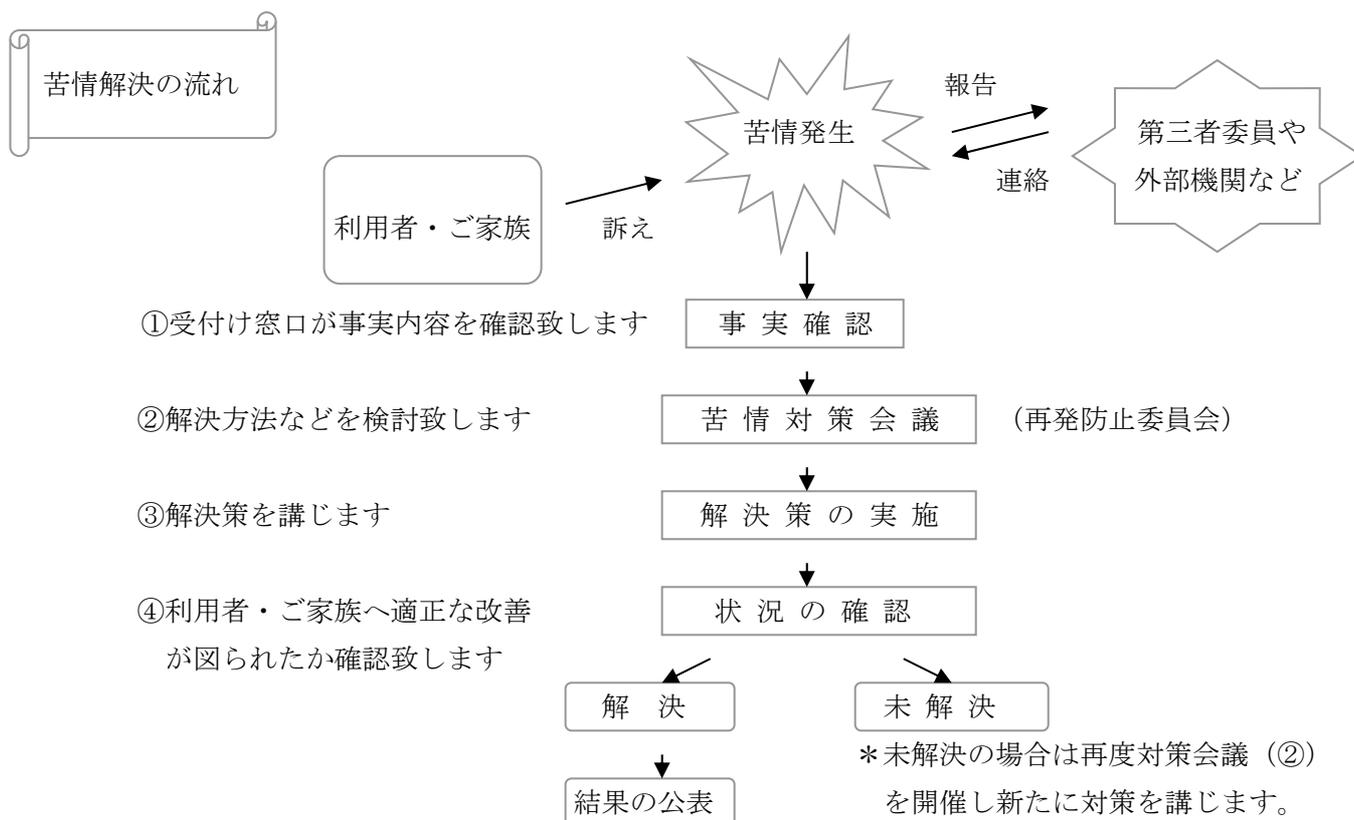
【第三者委員】 苫米地 孝子 ・ 石山 則子

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合等の相談・苦情窓口

苦情を伝える事が出来ます。

- 1 十和田市役所 介護保険課
0176-23-5111 (内線254・255)
- 2 青森県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会)
017-723-1336
- 3 青森県運営適正化委員会 (福祉サービス相談センター)
017-731-3039



*但し、個人が特定されるものを除きます。

9 秘密保持について

- (1) 当事業所及び当事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

10 事故発生時の対応方法

事業所のサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにお客様がお住まいの市町村、身元引受人等に連絡いたします。

- (1) 事業所のサービスを利用中に、当事業所の過失による事故が発生した場合は速やかに損害の賠償をいたします。当事業所は訪問看護事業共済会の賠償保険に加入しております。
- (2) 利用者の過失による事故が発生した場合は、利用者及び身元引受人に責任を持って対応していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者又身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

1 1 法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人福祉の里の運営に関する詳細（財務内容・事業内容ほか）は社会福祉法・介護保険法の規定により随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は直接事務室までお申し出ください。

また、法人ホームページ（www.fukushinosato.com）および広報誌「広報みのり」等においても情報の公表に努めて参ります。



QR

(別紙1)

利用者・ご家族様へ

利用料金の自動引落しサービスのご案内

平素は、当法人事業所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

利用料のお支払い方法については、青森県内の主な金融機関からの自動引落しが出来る「あおり

ワイドネットサービス」による自動引落しとゆうちょ銀行の自動引落しをご利用いただけます。これにより法人内で複数の事業所を利用された場合でも一括引落しでも支払いが可能となるため事業所毎に支払う手間が省けます。

ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

- 取扱い金融機関 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、みずほ銀行
東奥信用金庫、東北労働金庫、岩手銀行、秋田銀行、青森県内の農業協同組合
- 引落日 毎月30日
- 手数料 1回につき100円(税抜き)
- 対象事業所 福祉の里のサービス事業全て
(複数のサービスをご利用の方や夫婦でのご利用の場合においても一括引落しが可能です。)
- 申込方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、銀行届出印欄に押印したものを各施設窓口にお持ち下さい。
- 引落口座 利用者ご本人の口座、またはご家族名義の口座
- 領収書の発行 領収書については、入金確認後に郵送させていただきます。

※ゆうちょ銀行による引落しについては取扱いが若干異なります。詳細については担当職員にお問合せ下さい。

お問い合わせ先

老人保健施設みのり苑	0176-25-1100
ケアハウスボナール+和田	0176-22-2211
福祉の里アネックス元町	0176-21-1888

《重要事項説明同意書》

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 青森県十和田市大字切田字横道100-22

名 所 十和田訪問看護ステーション
(0260690003)

説明者 _____ 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、その内容に同意いたします。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印